

岡山市最終処分場周辺の環境調査について

平成17年度 山上最終処分場

調査対象(単位)	調査地点(所在地)	資料採取日		測定結果	環境基準値(注釈1)
		1回目	2回目		
放流水(pg-TEQ/L) (注釈2)	浸出水処理施設放流口	1回目	8月10日	0.00016	排出基準10以下 (注釈3)
		2回目	2月14日	0.00019	
河川水質(pg-TEQ/L)(注釈2)	山ノ上川(放流先上流)	1回目	8月10日	0.037	1.0以下
		2回目	2月14日	0.029	
	山ノ上川(放流先下流)	1回目	8月10日	0.11	
		2回目	2月14日	0.041	
河川底質(pg-TEQ/g)(注釈2)	山ノ上川(石妻川合流点上流)	1回目	8月10日	0.088	150以下
		2回目	2月14日	0.15	
	山ノ上川(石妻川合流点下流)	1回目	8月10日	0.065	
		2回目	2月14日	0.15	

平成17年度 その他

調査対象 (単位)	最終処分場名称 試料採取日	山田	浅越	松ヶ鼻	正儀	古都南方	環境基準値(注釈1)
		7月25日	8月1日	8月3日	7月29日	8月30日	
放流水(pg-TEQ/L) (注釈2)		0.039	0.0024	0.00028	0	0.0043	10以下
河川上流水(pg-TEQ/L) (注釈2)		-	0.14	0.13	0.51	0.043 (注釈4)	1.0以下
河川下流水(pg-TEQ/L) (注釈2)		-	0.13	0.24	0.18	0.054 (注釈4)	1.0以下
上池/大正池(pg-TEQ/L) (注釈2)		0.064/ 0.069	-	-	-	-	1.0以下
池底質[上池/大正池] (pg-TEQ/g) (注釈2)		62/13	-	-	-	-	150以下

注釈1 環境基準値

ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第7条の規定に基づくダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水質底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい値。

pg(ピコグラム) 1兆分の1グラム

注釈2 TEQ(毒性等量)

ダイオキシン類のそれぞれの異性体の毒性をもっとも毒性の強い2,3,7,8-TCDD(テトラクロロジベンゾパラジオキシン)に換算して合計したもの。

注釈3 排出基準

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令(平成12年1月14日総理府・厚生省令第2号による)

注釈4 試料採取日は平成17年9月8日。

岡山市最終処分場周辺の環境調査について

平成18年度 山上最終処分場

調査対象(単位)	調査地点(所在地)	資料採取日		測定結果	環境基準値(注釈1)
		1回目	2回目		
放流水(pg-TEQ/L) (注釈2)	浸出水処理施設放流口	1回目	8月9日	0.0012	排出基準10以下 (注釈3)
		2回目	2月2日	0.00081	
河川水質(pg-TEQ/L)(注釈2)	山ノ上川(放流先上流)	1回目	8月10日	0.086	1.0以下
		2回目	2月2日	0.080	
	山ノ上川(放流先下流)	1回目	8月10日	0.092	
		2回目	2月2日	0.075	
河川底質(pg-TEQ/g)(注釈2)	山ノ上川(石妻川合流点上流)	1回目	8月10日	0.15	150以下
		2回目	2月2日	0.19	
	山ノ上川(石妻川合流点下流)	1回目	8月10日	2.3	
		2回目	2月2日	0.15	

平成18年度 その他

調査対象 (単位)	最終処分場名称 試料採取日	山田	浅越	松ヶ鼻	正儀	古都南方	環境基準値(注釈1)
		8月31日	9月1日	9月1日	8月8日	8月8日	
放流水(pg-TEQ/L) (注釈2)		0.00021	0.000084	0.000069	0.0032	0.0023	10以下
河川上流水(pg-TEQ/L) (注釈2)		-	0.28	0.11	0.24	0.083	1.0以下
河川下流水(pg-TEQ/L) (注釈2)		-	0.41	0.28	0.18	0.061	1.0以下
上池/大正池(pg-TEQ/L) (注釈2)		0.03/ 0.023	-	-	-	-	1.0以下
池底質[上池/大正池] (pg-TEQ/g) (注釈2)		110/16	-	-	-	-	150以下

注釈1 環境基準値

ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第7条の規定に基づくダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水質底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい値。

pg(ピコグラム) 1兆分の1グラム

注釈2 TEQ(毒性等量)

ダイオキシン類のそれぞれの異性体の毒性をもっとも毒性の強い2,3,7,8,-TCDD(テトラクロロジベンゾパラジオキシン)に換算して合計したもの。

注釈3 排出基準

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令(平成12年1月14日総理府・厚生省令第2号による)

岡山市最終処分場周辺の環境調査について

平成19年度 山上最終処分場

調査対象(単位)	調査地点(所在地)	資料採取日		測定結果	環境基準値(注釈1)
		1回目	2回目		
放流水(pg-TEQ/L) (注釈2)	浸出水処理施設放流口	1回目	8月16日	0	排出基準10以下 (注釈3)
		2回目	2月1日	0.000030	
河川水質(pg-TEQ/L)(注釈2)	山ノ上川(放流先上流)	1回目	8月20日	0.051	1.0以下
		2回目	2月4日	0.063	
	山ノ上川(放流先下流)	1回目	8月20日	0.052	
		2回目	2月4日	0.070	
河川底質(pg-TEQ/g)(注釈2)	山ノ上川(石妻川合流点上流)	1回目	8月20日	0.36	150以下
		2回目	2月4日	1.5	
	山ノ上川(石妻川合流点下流)	1回目	8月20日	0.83	
		2回目	2月4日	0.95	

平成19年度 その他

調査対象 (単位)	最終処分場名称 試料採取日	山田	浅越	松ヶ鼻	正儀	古都南方	環境基準値(注釈1)
		9月12日	9月13日	9月12日	9月7日	9月7日	
放流水(pg-TEQ/L) (注釈2)		0.000011	0.10	0.00017	0.71	0.0066	10以下
河川上流水(pg-TEQ/L) (注釈2)		-	0.24	0.052	0.64	0.19	1.0以下
河川下流水(pg-TEQ/L) (注釈2)		-	0.26	0.081	0.39	0.60	1.0以下
上池/大正池(pg-TEQ/L) (注釈2)		0.044/ 0.044	-	-	-	-	1.0以下
池底質[上池/大正池] (pg-TEQ/g) (注釈2)		94/6.9	-	-	-	-	150以下

注釈1 環境基準値

ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第7条の規定に基づくダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水質底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい値。

pg(ピコグラム) 1兆分の1グラム

注釈2 TEQ(毒性等量)

ダイオキシン類のそれぞれの異性体の毒性をもっとも毒性の強い2,3,7,8,-TCDD(テトラクロロジベンゾパラジオキシン)に換算して合計したもの。

注釈3 排出基準

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令(平成12年1月14日総理府・厚生省令第2号による)

岡山市最終処分場周辺の環境調査について

平成20年度 山上最終処分場

調査対象(単位)	調査地点(所在地)	資料採取日		測定結果	環境基準値(注釈1)
放流水(pg-TEQ/L) (注釈2)	浸出水処理施設放流口	1回目	8月26日	0.000044	排出基準10以下 (注釈3)
		2回目	2月6日	0.00032	
河川水質(pg-TEQ/L)(注釈2)	山ノ上川(放流先上流)	1回目	8月26日	0.038	1.0以下
		2回目	2月6日	0.020	
	山ノ上川(放流先下流)	1回目	8月26日	0.028	
		2回目	2月6日	0.023	
河川底質(pg-TEQ/g)(注釈2)	山ノ上川(石妻川合流点上流)	1回目	8月26日	0.15	150以下
		2回目	2月6日	0.23	
	山ノ上川(石妻川合流点下流)	1回目	8月26日	0.14	
		2回目	2月6日	0.20	

平成20年度 その他

調査対象 (単位)	最終処分場名称	山田	浅越	松ヶ鼻	正儀	古都南方	環境基準値(注釈1)
	試料採取日	9月8日	9月11日	9月8日	9月26日	9月26日	
放流水(pg-TEQ/L) (注釈2)		0.00032	0.00030	0.00012	0.042	0.000081	10以下
河川上流水(pg-TEQ/L) (注釈2)		-	0.11	0.065	H21.1.21 0.75	0.051	1.0以下
河川下流水(pg-TEQ/L) (注釈2)		-	0.17	0.080	H20.10.3 0.75	0.049	1.0以下
上池／大正池(pg-TEQ/L) (注釈2)		0.027/ 0.023	-	-	-	-	1.0以下
池底質〔上池／大正池〕 (pg-TEQ/g) (注釈2)		70/11	-	-	-	-	150以下

注釈1 環境基準値

ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第7条の規定に基づくダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水質底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい値。

pg(ピコグラム) 1兆分の1グラム

注釈2 TEQ(毒性等量)

ダイオキシン類のそれぞれの異性体の毒性をもっとも毒性の強い2,3,7,8,-TCDD(テトラクロロジベンゾパラジオキシン)に換算して合計したもの。

注釈3 排出基準

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令(平成12年1月14日総理府・厚生省令第2号による)

岡山市最終処分場周辺の環境調査について

平成21年度 山上最終処分場

調査対象(単位)	調査地点(所在地)	資料採取日		測定結果	環境基準値(注釈1)
		1回目	2回目		
放流水(pg-TEQ/L) (注釈2)	浸出水処理施設放流口	8月28日	0.00077	排出基準10以下 (注釈3)	
		2月5日	0.0013		
河川水質(pg-TEQ/L)(注釈2)	山ノ上川(放流先上流)	8月28日	0.086	1.0以下	
		2月5日	0.082		
	山ノ上川(放流先下流)	8月28日	0.079		
		2月5日	0.084		
河川底質(pg-TEQ/g)(注釈2)	山ノ上川(石妻川合流点上流)	8月28日	0.12	150以下	
		2月5日	0.080		
	山ノ上川(石妻川合流点下流)	8月28日	0.13		
		2月5日	0.084		

平成21年度 その他

調査対象 (単位)	最終処分場名称 試料採取日	山田	浅越	松ヶ鼻	正儀	古都南方	環境基準値(注釈1)
		9月14日	9月28日	9月14日	9月18日	9月28日	
放流水(pg-TEQ/L) (注釈2)		0.0049	0.0086	0.0043	0.0070	0.0027	10以下
河川上流水(pg-TEQ/L) (注釈2)		-	0.14	0.095	0.17	H21.11.12 0.093	1.0以下
河川下流水(pg-TEQ/L) (注釈2)		-	0.15	0.13	0.17	H21.11.12 0.092	1.0以下
上池/大正池(pg-TEQ/L) (注釈2)		0.092/ 0.076	-	-	-	-	1.0以下
池底質[上池/大正池] (pg-TEQ/g) (注釈2)		96/12	-	-	-	-	150以下

注釈1 環境基準値

ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第7条の規定に基づくダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水質底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい値。

pg(ピコグラム) 1兆分の1グラム

注釈2 TEQ(毒性等量)

ダイオキシン類のそれぞれの異性体の毒性をもっとも毒性の強い2,3,7,8,-TCDD(テトラクロロジベンゾパラジオキシン)に換算して合計したもの。

注釈3 排出基準

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令(平成12年1月14日総理府・厚生省令第2号による)

岡山市最終処分場周辺の環境調査について

平成22年度 山上最終処分場

調査対象(単位)	調査地点(所在地)	資料採取日		測定結果	環境基準値(注釈1)
		1回目	2回目		
放流水(pg-TEQ/L) (注釈2)	浸出水処理施設放流口	1回目	8月24日	0.000011	排出基準10以下 (注釈3)
		2回目	1月25日	0.000006	
河川水質(pg-TEQ/L)(注釈2)	山ノ上川(放流先上流)	1回目	8月24日	0.046	1.0以下
		2回目	1月25日	0.045	
	山ノ上川(放流先下流)	1回目	8月24日	0.11	
		2回目	1月25日	0.044	
河川底質(pg-TEQ/g)(注釈2)	山ノ上川(石妻川合流点上流)	1回目	8月24日	0.24	150以下
		2回目	1月25日	0.53	
	山ノ上川(石妻川合流点下流)	1回目	8月24日	0.27	
		2回目	1月25日	1.7	

平成22年度 その他

調査対象 (単位)	最終処分場名称 試料採取日	山田	浅越	松ヶ鼻	正儀	古都南方	環境基準値(注釈1)
		9月24日	10月29日	9月24日	9月22日	10月29日	
放流水(pg-TEQ/L) (注釈2)		0.0051	0.0068	0.00062	0.0091	0.0063	10以下
河川上流水(pg-TEQ/L) (注釈2)		-	0.13	0.17	0.12	0.068	1.0以下
河川下流水(pg-TEQ/L) (注釈2)		-	0.13	0.25	0.27	0.063	1.0以下
上池／大正池(pg-TEQ/L) (注釈2)		0.088/ 0.077	-	-	-	-	1.0以下
池底質[上池／大正池] (pg-TEQ/g) (注釈2)		67/22	-	-	-	-	150以下

注釈1 環境基準値

ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第7条の規定に基づくダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水質底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい値。

pg(ピコグラム) 1兆分の1グラム

注釈2 TEQ(毒性等量)

ダイオキシン類のそれぞれの異性体の毒性をもっとも毒性の強い2,3,7,8,-TCDD(テトラクロロジベンゾパラジオキシン)に換算して合計したもの。

注釈3 排出基準

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令(平成12年1月14日総理府・厚生省令第2号による)

岡山市最終処分場周辺の環境調査について

平成23年度 山上最終処分場

調査対象(単位)	調査地点(所在地)	資料採取日		測定結果	環境基準値(注釈1)
		1回目	2回目		
放流水(pg-TEQ/L) (注釈2)	浸出水処理施設放流口	1回目	8月30日	0.009	排出基準10以下 (注釈3)
		2回目	1月25日	0.000025	
河川水質(pg-TEQ/L)(注釈2)	山ノ上川(放流先上流)	1回目	8月30日	0.072	1.0以下
		2回目	1月25日	0.061	
	山ノ上川(放流先下流)	1回目	8月30日	0.048	
		2回目	1月25日	0.061	
河川底質(pg-TEQ/g)(注釈2)	山ノ上川(石妻川合流点上流)	1回目	8月30日	0.27	150以下
		2回目	1月25日	0.16	
	山ノ上川(石妻川合流点下流)	1回目	8月30日	0.13	
		2回目	1月25日	0.15	

平成23年度 その他

調査対象 (単位)	最終処分場名称 試料採取日	山田	浅越	松ヶ鼻	正儀	古都南方	環境基準値(注釈1)
		9月12日	9月13日	9月12日	9月14日	9月13日	
放流水(pg-TEQ/L) (注釈2)		0	0.000036	0	0.00058	0.00012	10以下
河川上流水(pg-TEQ/L) (注釈2)		-	0.36	0.11	0.71	0.18	1.0以下
河川下流水(pg-TEQ/L) (注釈2)		-	0.41	0.20	0.56	0.088	1.0以下
上池/大正池(pg-TEQ/L) (注釈2)		0.079/ 0.072	-	-	-	-	1.0以下
池底質[上池/大正池] (pg-TEQ/g) (注釈2)		57/11	-	-	-	-	150以下

注釈1 環境基準値

ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第7条の規定に基づくダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水質底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい値。

pg(ピコグラム) 1兆分の1グラム

注釈2 TEQ(毒性等量)

ダイオキシン類のそれぞれの異性体の毒性をもっとも毒性の強い2,3,7,8,-TCDD(テトラクロロジベンゾパラジオキシン)に換算して合計したもの。

注釈3 排出基準

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令(平成12年1月14日総理府・厚生省令第2号による)

岡山市最終処分場周辺の環境調査について

平成24年度 山上最終処分場

調査対象(単位)	調査地点(所在地)	資料採取日		測定結果	環境基準値(注釈1)
放流水(pg-TEQ/L) (注釈2)	浸出水処理施設放流口	1回目	8月22日	0	排出基準10以下 (注釈3)
		2回目	1月23日	0.0000066	
河川水質(pg-TEQ/L)(注釈2)	山ノ上川(放流先上流)	1回目	8月22日	0.085	1.0以下
		2回目	1月23日	0.061	
	山ノ上川(放流先下流)	1回目	8月22日	0.062	
		2回目	1月23日	0.088	
河川底質(pg-TEQ/g)(注釈2)	山ノ上川(石妻川合流点上流)	1回目	8月22日	0.12	150以下
		2回目	1月23日	0.17	
	山ノ上川(石妻川合流点下流)	1回目	8月22日	0.15	
		2回目	1月23日	0.13	

平成24年度 その他

調査対象 (単位)	最終処分場名称	山田	浅越	松ヶ鼻	正儀	古都南方	環境基準値(注釈1)
	試料採取日	9月11日	3月11日	9月11日	9月13日	9月12日	
放流水(pg-TEQ/L) (注釈2)		0.00014	0	0	0.00065	1.6	10以下
河川上流水(pg-TEQ/L) (注釈2)		-	0.41	0.090	0.96	0.060	1.0以下
河川下流水(pg-TEQ/L) (注釈2)		-	0.89	0.12	0.98	0.053	1.0以下
上池／大正池(pg-TEQ/L) (注釈2)		0.17/ 0.088	-	-	-	-	1.0以下
池底質[上池／大正池] (pg-TEQ/g) (注釈2)		60/14	-	-	-	-	150以下

注釈1 環境基準値

ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第7条の規定に基づくダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水質底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい値。

pg(ピコグラム) 1兆分の1グラム

注釈2 TEQ(毒性等量)

ダイオキシン類のそれぞれの異性体の毒性をもっとも毒性の強い2,3,7,8,-TCDD(テトラクロロジベンゾパラジオキシン)に換算して合計したもの。

注釈3 排出基準

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令(平成12年1月14日総理府・厚生省令第2号による)

岡山市最終処分場周辺の環境調査について

平成25年度 山上最終処分場

調査対象(単位)	調査地点(所在地)	資料採取日		測定結果	環境基準値(注釈1)
放流水(pg-TEQ/L) (注釈2)	浸出水処理施設放流口	1回目	8月28日	0	排出基準10以下 (注釈3)
		2回目	1月29日	0.037	
河川水質(pg-TEQ/L)(注釈2)	山ノ上川(放流先上流)	1回目	8月28日	0.06	1.0以下
		2回目	1月29日	0.057	
	山ノ上川(放流先下流)	1回目	8月28日	0.059	
		2回目	1月29日	0.055	
河川底質(pg-TEQ/g)(注釈2)	山ノ上川(石妻川合流点上流)	1回目	8月28日	0.14	150以下
		2回目	1月29日	0.13	
	山ノ上川(石妻川合流点下流)	1回目	8月28日	0.14	
		2回目	1月29日	0.12	

平成25年度 その他

調査対象 (単位)	最終処分場名称	山田	浅越	松ヶ鼻	正儀	古都南方	環境基準値(注釈1)
	試料採取日	9月17日	9月18日	9月17日	9月19日	9月18日	
放流水(pg-TEQ/L) (注釈2)		0.000060	0.000087	0.16	0.00047	0.00020	10以下
河川上流水(pg-TEQ/L) (注釈2)		-	0.23	0.07	0.73	0.13	1.0以下
河川下流水(pg-TEQ/L) (注釈2)		-	0.82	0.12	0.39	0.089	1.0以下
上池／大正池(pg-TEQ/L) (注釈2)		0.12/ 0.077	-	-	-	-	1.0以下
池底質[上池／大正池] (pg-TEQ/g) (注釈2)		61/14	-	-	-	-	150以下

注釈1 環境基準値

ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第7条の規定に基づくダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水質底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい値。

pg(ピコグラム) 1兆分の1グラム

注釈2 TEQ(毒性等量)

ダイオキシン類のそれぞれの異性体の毒性をもっとも毒性の強い2,3,7,8,-TCDD(テトラクロロジベンゾパラジオキシン)に換算して合計したもの。

注釈3 排出基準

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令(平成12年1月14日総理府・厚生省令第2号による)

岡山市最終処分場周辺の環境調査について

平成26年度 山上最終処分場

調査対象(単位)	調査地点(所在地)	資料採取日		測定結果	環境基準値(注釈1)
		1回目	2回目		
放流水(pg-TEQ/L) (注釈2)	浸出水処理施設放流口	9月10日	0.14	排出基準10以下 (注釈3)	
		1月28日	0.0000039		
河川水質(pg-TEQ/L)(注釈2)	山ノ上川(放流先上流)	9月10日	0.058	1.0以下	
		1月28日	0.067		
	山ノ上川(放流先下流)	9月10日	0.052		
		1月28日	0.078		
河川底質(pg-TEQ/g)(注釈2)	山ノ上川(石妻川合流点上流)	9月10日	0.12	150以下	
		1月28日	0.11		
	山ノ上川(石妻川合流点下流)	9月10日	0.29		
		1月28日	0.12		

平成26年度 その他

調査対象 (単位)	最終処分場名称 試料採取日	山田	浅越	松ヶ鼻	正儀	古都南方	環境基準値(注釈1)
		9月9日	9月10日	9月9日	9月11日	9月10日	
放流水(pg-TEQ/L) (注釈2)		0.000075	0.00006	0	0.00073	0.00006	10以下
河川上流水(pg-TEQ/L) (注釈2)		-	0.27	0.10	0.90	0.10	1.0以下
河川下流水(pg-TEQ/L) (注釈2)		-	0.63	0.13	0.93	0.085	1.0以下
上池／大正池(pg-TEQ/L) (注釈2)		0.063/ 0.058	-	-	-	-	1.0以下
池底質[上池／大正池] (pg-TEQ/g) (注釈2)		61/13	-	-	-	-	150以下

注釈1 環境基準値

ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第7条の規定に基づくダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水質底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい値。

pg(ピコグラム) 1兆分の1グラム

注釈2 TEQ(毒性等量)

ダイオキシン類のそれぞれの異性体の毒性をもっとも毒性の強い2,3,7,8,-TCDD(テトラクロロジベンゾパラジオキシン)に換算して合計したもの。

注釈3 排出基準

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令(平成12年1月14日総理府・厚生省令第2号による)

岡山市最終処分場周辺の環境調査について

平成27年度 山上最終処分場

調査対象(単位)	調査地点(所在地)	資料採取日		測定結果	環境基準値(注釈1)
		1回目	2回目		
放流水(pg-TEQ/L) (注釈2)	浸出水処理施設放流口	1回目	9月18日	0	排出基準10以下 (注釈3)
		2回目	2月12日	0.0000057	
河川水質(pg-TEQ/L)(注釈2)	山ノ上川(放流先上流)	1回目	9月18日	0.074	1.0以下
		2回目	2月12日	0.055	
	山ノ上川(放流先下流)	1回目	9月18日	0.062	
		2回目	2月12日	0.055	
河川底質(pg-TEQ/g)(注釈2)	山ノ上川(石妻川合流点上流)	1回目	9月18日	0.13	150以下
		2回目	2月12日	0.11	
	山ノ上川(石妻川合流点下流)	1回目	9月18日	0.12	
		2回目	2月12日	0.12	

平成27年度 その他

調査対象 (単位)	最終処分場名称 試料採取日	山田	浅越	松ヶ鼻	正儀	古都南方	環境基準値(注釈1)
		9月14日	9月15日	9月14日	9月16日	9月15日	
放流水(pg-TEQ/L) (注釈2)		0.000078	0	0.000048	0.000052	0.000087	10以下
河川上流水(pg-TEQ/L) (注釈2)		-	0.25	0.090	0.97	0.061	1.0以下
河川下流水(pg-TEQ/L) (注釈2)		-	0.56	0.13	0.49	0.052	1.0以下
上池/大正池(pg-TEQ/L) (注釈2)		0.13/ 0.073	-	-	-	-	1.0以下
池底質[上池/大正池] (pg-TEQ/g) (注釈2)		46/11	-	-	-	-	150以下

注釈1 環境基準値

ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第7条の規定に基づくダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水質底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい値。

pg(ピコグラム) 1兆分の1グラム

注釈2 TEQ(毒性等量)

ダイオキシン類のそれぞれの異性体の毒性をもっとも毒性の強い2,3,7,8,-TCDD(テトラクロロジベンゾパラジオキシン)に換算して合計したもの。

注釈3 排出基準

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令(平成12年1月14日総理府・厚生省令第2号による)

岡山市最終処分場周辺の環境調査について

平成28年度 山上最終処分場

調査対象(単位)	調査地点(所在地)	資料採取日		測定結果	環境基準値(注釈1)
		1回目	2回目		
放流水(pg-TEQ/L) (注釈2)	浸出水処理施設放流口	1回目	9月7日	0.017	排出基準10以下 (注釈3)
		2回目	2月24日	0.013	
河川水質(pg-TEQ/L)(注釈2)	山ノ上川(放流先上流)	1回目	9月7日	0.049	1.0以下
		2回目	2月24日	0.048	
	山ノ上川(放流先下流)	1回目	9月7日	0.069	
		2回目	2月24日	0.045	
河川底質(pg-TEQ/g)(注釈2)	山ノ上川(石妻川合流点上流)	1回目	9月7日	0.12	150以下
		2回目	2月24日	0.12	
	山ノ上川(石妻川合流点下流)	1回目	9月7日	0.12	
		2回目	2月24日	0.14	

平成28年度 その他

調査対象 (単位)	最終処分場名称 試料採取日	山田	浅越	松ヶ鼻	正儀	古都南方	環境基準値(注釈1)
		9月13日	9月14日	9月13日	9月15日	9月14日	
放流水(pg-TEQ/L) (注釈2)		0.00018	0	0.000045	0.00064	0.000048	10以下
河川上流水(pg-TEQ/L) (注釈2)		-	0.38	0.11	0.73	0.13	1.0以下
河川下流水(pg-TEQ/L) (注釈2)		-	0.64	0.14	0.41	0.10	1.0以下
上池／大正池(pg-TEQ/L) (注釈2)		0.11/ 0.13	-	-	-	-	1.0以下
池底質[上池／大正池] (pg-TEQ/g) (注釈2)		68/6.1	-	-	-	-	150以下

注釈1 環境基準値

ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第7条の規定に基づくダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水質底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい値。

pg(ピコグラム) 1兆分の1グラム

注釈2 TEQ(毒性等量)

ダイオキシン類のそれぞれの異性体の毒性をもっとも毒性の強い2,3,7,8,-TCDD(テトラクロロジベンゾパラジオキシン)に換算して合計したもの。

注釈3 排出基準

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令(平成12年1月14日総理府・厚生省令第2号による)

岡山市最終処分場周辺の環境調査について

平成29年度 山上最終処分場

調査対象(単位)	調査地点(所在地)	資料採取日		測定結果	環境基準値(注釈1)
		1回目	2回目		
放流水(pg-TEQ/L) (注釈2)	浸出水処理施設放流口	9月22日	0	排出基準10以下 (注釈3)	
		1月29日	0.0000039		
河川水質(pg-TEQ/L)(注釈2)	山ノ上川(放流先上流)	9月22日	0.050	1.0以下	
		1月29日	0.052		
	山ノ上川(放流先下流)	9月22日	0.056		
		1月29日	0.042		
河川底質(pg-TEQ/g)(注釈2)	山ノ上川(石妻川合流点上流)	9月22日	0.087	150以下	
		1月29日	0.091		
	山ノ上川(石妻川合流点下流)	9月22日	0.095		
		1月29日	0.094		

平成29年度 その他

調査対象 (単位)	最終処分場名称 試料採取日	山田	浅越	松ヶ鼻	正儀	古都南方	環境基準値(注釈1)
		9月12日	9月13日	9月12日	9月14日	9月13日	
放流水(pg-TEQ/L) (注釈2)		0.000039	0.040	0	0.0012	0.000060	10以下
河川上流水(pg-TEQ/L) (注釈2)		-	0.79	0.11	0.53	0.18	1.0以下
河川下流水(pg-TEQ/L) (注釈2)		-	0.15	0.14	0.98	0.062	1.0以下
上池/大正池(pg-TEQ/L) (注釈2)		0.14/ 0.15	-	-	-	-	1.0以下
池底質[上池/大正池] (pg-TEQ/g) (注釈2)		61/4.7	-	-	-	-	150以下

注釈1 環境基準値

ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第7条の規定に基づくダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水質底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい値。

pg(ピコグラム) 1兆分の1グラム

注釈2 TEQ(毒性等量)

ダイオキシン類のそれぞれの異性体の毒性をもっとも毒性の強い2,3,7,8,-TCDD(テトラクロロジベンゾパラジオキシン)に換算して合計したもの。

注釈3 排出基準

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令(平成12年1月14日総理府・厚生省令第2号による)

岡山市最終処分場周辺の環境調査について

平成30年度 山上最終処分場

調査対象(単位)	調査地点(所在地)	資料採取日		測定結果	環境基準値(注釈1)
		1回目	2回目		
放流水(pg-TEQ/L) (注釈2)	浸出水処理施設放流口	1回目	8月9日	0.000024	排出基準10以下 (注釈3)
		2回目	2月8日	0	
河川水質(pg-TEQ/L)(注釈2)	山ノ上川(放流先上流)	1回目	8月9日	0.046	1.0以下
		2回目	2月8日	0.033	
	山ノ上川(放流先下流)	1回目	8月9日	0.062	
		2回目	2月8日	0.043	
河川底質(pg-TEQ/g)(注釈2)	山ノ上川(石妻川合流点上流)	1回目	8月9日	0.18	150以下
		2回目	2月8日	0.15	
	山ノ上川(石妻川合流点下流)	1回目	8月9日	0.22	
		2回目	2月8日	1.3	

平成30年度 その他

調査対象 (単位)	最終処分場名称 試料採取日	山田	浅越	松ヶ鼻	正儀	古都南方	環境基準値(注釈1)
		8月1日	8月2日	8月1日	8月21日	8月2日	
放流水(pg-TEQ/L) (注釈2)		0.00019	0	0.070	0.00070	0.00024	10以下
河川上流水(pg-TEQ/L) (注釈2)		-	0.24	0.062	0.82	0.10	1.0以下
河川下流水(pg-TEQ/L) (注釈2)		-	0.53	0.12	0.27	0.066	1.0以下
上池／大正池(pg-TEQ/L) (注釈2)		0.088/ 0.086	-	-	-	-	1.0以下
池底質[上池／大正池] (pg-TEQ/g) (注釈2)		30/17	-	-	-	-	150以下

注釈1 環境基準値

ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第7条の規定に基づくダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水質底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい値。

pg(ピコグラム) 1兆分の1グラム

注釈2 TEQ(毒性等量)

ダイオキシン類のそれぞれの異性体の毒性をもっとも毒性の強い2,3,7,8,-TCDD(テトラクロロジベンゾパラジオキシン)に換算して合計したもの。

注釈3 排出基準

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令(平成12年1月14日総理府・厚生省令第2号による)

岡山市最終処分場周辺の環境調査について

令和元年度 山上最終処分場

調査対象(単位)	調査地点(所在地)	資料採取日		測定結果	環境基準値(注釈1)
		1回目	2回目		
放流水(pg-TEQ/L) (注釈2)	浸出水処理施設放流口	1回目	8月9日	0.00018	排出基準10以下 (注釈3)
		2回目	2月7日	0	
河川水質(pg-TEQ/L)(注釈2)	山ノ上川(放流先上流)	1回目	8月9日	0.040	1.0以下
		2回目	2月7日	0.033	
	山ノ上川(放流先下流)	1回目	8月9日	0.050	
		2回目	2月7日	0.025	
河川底質(pg-TEQ/g)(注釈2)	山ノ上川(石妻川合流点上流)	1回目	8月9日	0.76	150以下
		2回目	2月7日	1.6	
	山ノ上川(石妻川合流点下流)	1回目	8月9日	0.35	
		2回目	2月7日	5.1	

令和元年度 その他

調査対象 (単位)	最終処分場名称 試料採取日	山田	浅越	松ヶ鼻	正儀	古都南方	環境基準値(注釈1)
		9月10日	9月11日	9月10,26日	9月12,26日	9月11日	
放流水(pg-TEQ/L) (注釈2)		0.000048	0	0	0.00055	0.00015	10以下
河川上流水(pg-TEQ/L) (注釈2)		-	0.46	0.082	0.82	0.088	1.0以下
河川下流水(pg-TEQ/L) (注釈2)		-	0.51	0.14	0.82	0.082	1.0以下
上池／大正池(pg-TEQ/L) (注釈2)		0.11/ 0.11	-	-	-	-	1.0以下
池底質[上池／大正池] (pg-TEQ/g) (注釈2)		59/17	-	-	-	-	150以下

注釈1 環境基準値

ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第7条の規定に基づくダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水質底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい値。

pg(ピコグラム) 1兆分の1グラム

注釈2 TEQ(毒性等量)

ダイオキシン類のそれぞれの異性体の毒性をもっとも毒性の強い2,3,7,8,-TCDD(テトラクロロジベンゾパラジオキシン)に換算して合計したもの。

注釈3 排出基準

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令(平成12年1月14日総理府・厚生省令第2号による)

岡山市最終処分場周辺の環境調査について

令和2年度 山上最終処分場

調査対象(単位)	調査地点(所在地)	資料採取日		測定結果	環境基準値(注釈1)
		1回目	2回目		
放流水(pg-TEQ/L) (注釈2)	浸出水処理施設放流口	1回目	8月21日	0.000061	排出基準10以下 (注釈3)
		2回目	2月10日	0.000120	
河川水質(pg-TEQ/L)(注釈2)	山ノ上川(放流先上流)	1回目	8月21日	0.056	1.0以下
		2回目	2月10日	0.028	
	山ノ上川(放流先下流)	1回目	8月21日	0.034	
		2回目	2月10日	0.030	
河川底質(pg-TEQ/g)(注釈2)	山ノ上川(石妻川合流点上流)	1回目	8月21日	0.30	150以下
		2回目	2月10日	0.38	
	山ノ上川(石妻川合流点下流)	1回目	8月21日	0.32	
		2回目	2月10日	0.52	

令和2年度 その他

調査対象 (単位)	最終処分場名称 試料採取日	山田	浅越	松ヶ鼻	正儀	古都南方	環境基準値(注釈1)
		8月17日	8月18日	8月17日	8月19日	8月18日	
放流水(pg-TEQ/L) (注釈2)		0.00011	0	0	0.00053	0.000081	10以下
河川上流水(pg-TEQ/L) (注釈2)		-	0.44	0.091	1.1	0.14	1.0以下
河川下流水(pg-TEQ/L) (注釈2)		-	0.59	0.13	0.67	0.54	1.0以下
上池／大正池(pg-TEQ/L) (注釈2)		0.10/ 0.084	-	-	-	-	1.0以下
池底質[上池／大正池] (pg-TEQ/g) (注釈2)		56/15	-	-	-	-	150以下

注釈1 環境基準値

ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第7条の規定に基づくダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水質底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい値。

pg(ピコグラム) 1兆分の1グラム

注釈2 TEQ(毒性等量)

ダイオキシン類のそれぞれの異性体の毒性をもっとも毒性の強い2,3,7,8,-TCDD(テトラクロロジベンゾパラジオキシン)に換算して合計したもの。

注釈3 排出基準

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令(平成12年1月14日総理府・厚生省令第2号による)

岡山市最終処分場周辺の環境調査について

令和3年度 山上最終処分場

調査対象(単位)	調査地点(所在地)	資料採取日		測定結果	環境基準値(注釈1)
放流水(pg-TEQ/L) (注釈2)	浸出水処理施設放流口	1回目	8月27日	0.00011	排出基準10以下 (注釈3)
		2回目	2月8日	0.00018	
河川水質(pg-TEQ/L)(注釈2)	山ノ上川(放流先上流)	1回目	8月27日	0.050	1.0以下
		2回目	2月8日	0.027	
	山ノ上川(放流先下流)	1回目	8月27日	0.041	
		2回目	2月8日	0.027	
河川底質(pg-TEQ/g)(注釈2)	山ノ上川(石妻川合流点上流)	1回目	8月27日	0.43	150以下
		2回目	2月8日	2.0	
	山ノ上川(石妻川合流点下流)	1回目	8月27日	0.11	
		2回目	2月8日	0.65	

令和3年度 その他

調査対象 (単位)	最終処分場名称	山田	浅越	松ヶ鼻	正儀	古都南方	環境基準値(注釈1)
	試料採取日	9月29日	9月30日	9月29日	10月1日	9月30日	
放流水(pg-TEQ/L) (注釈2)		0.00011	0	0.50	0.00067	0	10以下
河川上流水(pg-TEQ/L) (注釈2)		-	0.47	0.092	0.86	0.15	1.0以下
河川下流水(pg-TEQ/L) (注釈2)		-	0.43	0.19	0.79	0.11	1.0以下
上池／大正池(pg-TEQ/L) (注釈2)		0.32/ 0.096	-	-	-	-	1.0以下
池底質[上池／大正池] (pg-TEQ/g) (注釈2)		48/13	-	-	-	-	150以下

注釈1 環境基準値

ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第7条の規定に基づくダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水質底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい値。

pg(ピコグラム) 1兆分の1グラム

注釈2 TEQ(毒性等量)

ダイオキシン類のそれぞれの異性体の毒性をもっとも毒性の強い2,3,7,8,-TCDD(テトラクロロジベンゾパラジオキシン)に換算して合計したもの。

注釈3 排出基準

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令(平成12年1月14日総理府・厚生省令第2号による)